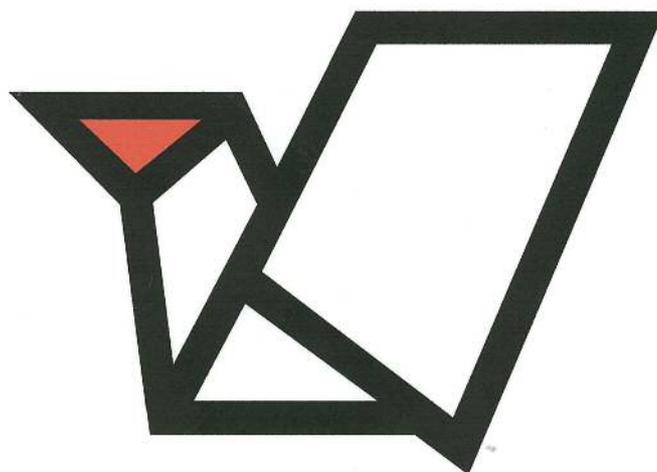


平成30年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



平成30年3月27日

平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

平成30年3月27日（火曜日）

（目次）

議事日程・場所	1
付議事件	2
出席議員の氏名	3
説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した書記の職氏名	3
開会	4
諸報告	4
広域連合長開会挨拶	4
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	
・例月現金出納検査（平成29年7月分から平成30年1月分まで）の結果について	5
・平成28年度下期分及び平成29年度上期分定期監査結果報告について	5
一般質問	
・高橋正治議員	6
・福田広域連合長	7
・白井正子議員	7
・福田広域連合長	9
議案上程	
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	11
議案関連質疑	
・白井正子議員	13
・福田広域連合長	14
・白井正子議員	15
・柳澤事務局長	15
採決	15
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、勤務条件 等に関する条例の制定について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	15
採決	16
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一 部を改正する条例について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	16
採決	16

議案第 4 号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	17
採決	17
議案第 5 号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	18
採決	18
議案第 6 号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	18
議事進行	
・白井正子議員	19
反対討論	
・白井正子議員	19
採決	19
議案第 7 号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	20
反対討論	
・白井正子議員	21
採決	21
同意第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	
提案理由説明	
・柳澤事務局長	21
採決	21
陳情第 1 号から第 3 号 後期高齢者医療保険料の引き下げ、軽減措置を講じる等を求める陳情	
議会運営委員会へ付託	22
休憩	22
再開	22
陳情第 1 号から第 3 号 後期高齢者医療保険料の引き下げ、軽減措置を講じる等を求める陳情	
委員会報告	22
賛成討論	
・白井正子議員	23
採決	23
閉会中継続審査	23
議決事件の字句及び数字等の整理	23
広域連合長閉会挨拶	24
閉会	24
議決結果	25
会議録署名	25

(資料)

議案説明資料 ・議案説明資料
定例会資料 ・議員名簿
・議席表
・諸般の報告
・議案

議場配付資料① ・議事日程表
・例月現金出納検査の結果について
・定期監査結果報告について
・質問発言通告書
・陳情文書表及び陳情書

議場配付資料② ・議事日程表
・委員会審査報告書
・継続審査申出書

○議事日程・場所

平成30年3月27日 午後2時30分 開会
於：川崎市総合自治会館 1階ホール

- 日程第 1 . 広域連合長挨拶
- 日程第 2 . 議席の指定
- 日程第 3 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 . 会期の決定
- 日程第 5 . 諸般の報告
- 日程第 6 . 一般質問
- 日程第 7 . 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 . 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について
- 日程第 9 . 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 . 議案第4号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第 11 . 議案第5号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 12 . 議案第6号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 日程第 13 . 議案第7号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 14 . 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 15 . 陳情第1号から第3号 後期高齢者医療保険料の引き下げ、軽減措置を講じる等を求める陳情
- 日程第 16 . 閉会中継続審査

○付議事件

- 議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について
- 議案第 3 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 4 号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
- 議案第 5 号 平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 6 号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第 7 号 平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 同意第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第 1 号 後期高齢者医療保険料の引き下げ、軽減措置を講じる等を求める陳情
- 陳情第 2 号 後期高齢者医療保険料の引き下げ、軽減措置を講じる等を求める陳情
- 陳情第 3 号 後期高齢者医療保険料の引き下げ、軽減措置を講じる等を求める陳情

○出席議員（18人）

1番	黒川	勝	12番	沼倉	孝	太
2番	洪谷	健	13番	西岡	幸	子
3番	有村	俊彦	14番	原田	伴	昭
4番	大山	しようじ	15番	坂間	正	雄
5番	源波	正	16番	安藤	孝	哉
6番	高橋	正	17番	難波	達	一
7番	白山	正	18番	木村	賢	郎
8番	山崎	直	19番	前田	憲	夫
9番	かわの	忠	20番	府川	輝	

○説明のため出席した者

広域連合長	福田	紀彦
副広域連合長	富田	幸宏
事務局長	柳澤	和也
会計管理者・		
総務課担当課長兼会計課長	渡邊	藤夫
資格保険料課長	細野	昭正
給付課長	村田	典久

○職務のため出席した者

書記長	鈴木	鎮夫	書記	岡部	茜
書記	西村	明子	書記	佐久間	徹

【開会の挨拶】

○議長（黒川 勝君）

皆様、こんにちは。議長の黒川でございます。着席して進行させていただきます。

ただ今の出席議員は18名で定足数に達しております。

なお、事前に渡辺光一議員と岩隈千尋議員から欠席の届出がありましたので御報告申し上げます。

定刻となりましたので、ただ今から、平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。本日の議事日程につきましては、議場配付資料①の1ページ議事日程表により、順次御審議いただきますので、御了承願います。

【諸報告】

○議長（黒川 勝君）

会議に先立ちまして、私から諸般の報告をさせていただきます。

議会閉会中に、区分7選出の越智一久議員の辞任に伴い、平成29年9月15日に執行されました、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙において、区分7の難波達哉議員が選出されました。

また、区分2選出の吉岡俊祐議員の川崎市議会議員の辞任に伴い、川崎市議会平成30年第1回定例会において、かわの忠正議員が選出されました。

なお、越智一久議員の辞任により、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会に委員1名の欠員が生じたので、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第5条の規定に基づき、議長指名により、難波達哉議員を神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員に選任いたしましたことを御報告申し上げます。

【広域連合長挨拶】

○議長（黒川 勝君）

それでは、日程第1、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から、発言を求められておりますので、許可いたします。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

みなさんこんにちは。昨年8月に広域連合長に就任いたしました、福田紀彦でございます。開会にあたり、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

平成20年に発足しました後期高齢者医療制度は、本年4月に発足から11年目を迎えることとなります。神奈川県における後期高齢者の人口は100万人を超え、その占める割合は約11パーセントとなっています。この割合は、全国的には低いものの、今後は他県を上回る勢いで後期

高齢者の人口が増加し、医療給付費につきましても、平成29年度は8,400億円となる見込みでございまして、更なる増加傾向が顕著になってまいります。この制度を持続可能なものとしていくため、本広域連合では、第2期データヘルス計画の策定、医療費適正化事業や保健事業などの取組みを強化して、医療費の増加の抑制に努めてまいります。

本日の議会定例会では、平成30年度・31年度の保険料率改定に伴う条例改正案など、条例改正案3件、予算議案4件、選任同意議案1件の全8件を上程しております。よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます

【議席の指定】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第2、議席の指定を行います。

議会閉会中に選出されました難波達哉議員及び、かわの忠正議員の議席は、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第3条第2項の規定により、定例会資料の3ページにございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、3番、有村俊彦議員及び、7番、白井正子議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第5、諸般の報告を行います。

定例会資料の5ページ資料3及び、議場配付資料①の3ページにございます例月現金出納検査の結果についてのとおり、平成29年7月分から平成30年1月分までの例月現金出納検査が実施され、また、議場配付資料①の9ページの平成28年度下期分及び平成29年度上期分神奈川県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書のとおり、平成28年10月1日から平成29年9月30

日までの定期監査が実施され、それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第6、一般質問を行います。

一般質問は、本日配付いたしました議場配付資料①の13ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にいただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

高橋正治議員から通告がありましたので、発言を許します。

高橋正治議員。

○6番議員（高橋 正治君）

横浜市から選出されております、高橋正治でございます。私からは今後の保健事業の展開について質問をさせていただきます。

近年、健康の保持・増進に対する関心は高まり、多くの方が生活習慣を意識するようになってきています。日本人の平均寿命も伸びを続け、人生100年の時代を迎えます。後期高齢者医療の対象となる75歳から、さらに25年間生きることとなります。また、生きていれば必ず誰もが高齢者となるわけです。

先日3月9日に、厚生労働省は、医療や介護に依存することなく自立した生活ができる期間、いわゆる健康寿命の2016年の推計値を発表しました。男性72.14歳、女性74.79歳です。まさに後期高齢者医療に該当する年齢です。高齢者の皆さんに日々いきいきと暮らしていただくためには、やはり何より健康が大切だと考えます。

そこで疾病を予防し、早期に発見するため、保健事業を推進することが重要と考えます。

昨年3月の広域連合議会定例会におきまして、横浜市選出の我が党の福島直子議員が質問に立ち、前連合長より、重症化予防事業は進めていく旨の御答弁をいただきました。

制度発足から10年の節目に立ち、これまでの持続可能な制度運営の視点に加え、これからはエビデンスに基づく効果的な取組み、例えばレセプトデータや医療ビッグデータを活用し、高齢者の皆さん方のQOLを高めていく施策もお願いしたいと考えます。

そこで、これまでの広域連合の保健事業をどう評価しているのか、また、今後どのように事業を進めていくのかお伺いいたします。

さて、平成30年度は県内各市からの派遣職員を増員し、さらに専門職の非常勤職員を採用して、体制の強化を図ると伺いました。被保険者数と総医療費は、今後も確実に増加を続けます。その中で、さらなる保健事業の推進や医療費適正化も課題となると考えます。それらの懸案事項、新たな課題を解決していくためには、効果的・効率的な体制の確立が重要と考えます。

そこで、事務局体制をどのように強化していくのか、また、専門職は具体的にどのような事業を行っていくのかお伺いいたします。

最後に、ますます増えていく高齢者の皆様がエイジング・イン・プレイス、即ち「高齢者が住み慣れた地域で、生きがいと尊厳を持って生き続けられるために何が必要か」と考えることが大切だと思います。これまで様々な立場で活躍し、今日の日本を築いてこられた106万人を超える被保険者の皆様が、これからも末永くお元気で生きていただけるような、また活躍できるような施策を、広域連合が成果を上げていくことを期待して質問を終わります。

○議長（黒川 勝君）

ただ今の質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

高橋議員の御質問についてお答えいたします。

保健事業の評価と展開についての御質問でございますが、はじめに、保健事業についてでございますが、以前から健康診査、重複・頻回受診者訪問指導などを行ってまいりましたが、平成27年度から、重複投薬者の訪問指導や、75歳の年齢到達者を対象に歯科健康診査事業を開始し、本年度からは、糖尿病性腎症重症化予防事業を開始するなど、被保険者が在宅で自立した生活ができる期間の延伸など、QOL向上と医療費適正化に努めてきたところでございます。引き続き、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めるとともに、医療費の適正化の推進を図り、効果的な保健事業を行う必要があると考えております。

次に、今後の展開についてでございますが、高齢者の心身の特性を踏まえた保健事業を推進するため、県立保健福祉大学や国民健康保険団体連合会とも連携し、健康診査の結果やレセプト情報の分析とそれに基づく各種データの活用を図るとともに、既存事業の対象者の範囲拡充や対象地域の拡大により、効果的な事業の推進を図ってまいります。

次に事務局体制の強化及び専門職の業務についての御質問でございますが、保健事業の充実、強化を図り、療養給付費及び医療費の適正化を推進するため、4月から4名の職員を増員いたします。また、当広域連合では初めてとなりますが、非常勤の保健師を、2名雇用することとしております。新たに企画課を設置するとともに、保健事業担当課長を配置し、医師会をはじめとした医療関係団体及び、県や市町村、国民健康保険団体連合会等との調整を担当いたします。企画課には保健事業係を設置し、保健事業の推進と、非常勤として配置する保健師の専門的な知識を活かし、健康診査項目の検証や糖尿病性腎症をはじめとする重症化予防事業対象者のフォローアップ、市町村の保健師との連携、調整等を予定しております。以上でございます。

○議長（黒川 勝君）

よろしいでしょうか。

次に、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜の日本共産党の白井正子です。

制度スタートから11年目を迎え、社会状況は、安倍政権のアベノミクスと、消費税増税、社会保障制度の縮小により、貧困と格差が拡大しています。この間、医療では後期高齢者医療の保険料軽減特例の廃止・縮小、70～74歳の医療費窓口負担を2割に、70歳以上の高額療養

費の負担限度額引き上げ、一般病床の食費・水光熱費の患者負担増、大病院受診時に紹介状がないと定額負担、介護では、要支援1・2の訪問通所を総合事業へ移行、現役並み所得の高額介護サービスの負担上限額引き上げなど負担増が目白押しです。

2018年度は、社会保障制度の縮小が継続され、医療・介護の分野で数年ごとの制度改定が重なる年となっており、第7次医療計画と第7期介護保険事業計画の同時改定、診療報酬と介護報酬の同時改定、第3期医療費適正化計画が改定され、国保都道府県化もスタートします。

そこで、医療・介護の提供体制の再編にあたっての、後期高齢者医療における課題についてです。2018年度は、2025年を目途にした、病床再編・削減と地域包括ケアがセットになった医療・介護の提供体制の再編が本格的にスタートします。今後高齢化が進展していく中で、身近な地域で必要な医療介護が保障されるという意味での地域包括ケアを整備していくことはすべての地域にとって重要な課題ですが、安倍政権が進めようとしているのは、入院ベッドを削減し、在宅医療・介護サービス、施設や高齢者住宅で受け皿を用意するという、医療介護費用の削減を前提としていますから、思惑通りの提供体制づくりが進めば、必要な医療や介護を受けられない医療難民・介護難民が大量に生じる懸念があります。

神奈川県地域医療構想とリンクした、県による病床機能の分化・連携などの病床数再編が行われれば、後期高齢者医療における入院・在宅医療等の受け皿に重大な影響を及ぼすと想定されますが、どのような課題があるとお考えでしょうか

次に、第3期神奈川県医療費適正化計画との関係です。

県が医療費の伸びの適正化を目指すとして医療費適正化計画を策定しており、2018年度からの6年間の第3期計画素案が示され、改定案となっています。県民の健康保持の推進と医療の効率的な提供の推進を目指すとして、項目ごとに2023年度の数値目標が設定され、適正化に取り組みれば、医療費の伸びが377億円、1.1%分抑制となる見込みとしています。

計画では、「今後、他の都道府県を上回る急速な高齢化が見込まれることから、一人当たり医療費の高い後期高齢者医療の割合が増加し、県民医療費は他の都道府県を上回る伸び率で増加することが予想される」としています。県内人口のうち後期高齢者人口割合が増加すれば、県民医療費のうち後期高齢者医療費割合が増加するのは当然のことです。

高齢化などの要因で当然に増加する自然増分の費用までも圧縮するという安倍政権の考え方がそのまま本広域連合で運営されては、他の都道府県以上に県内後期高齢者は負担増になり、必要な入院や在宅医療が受けられなくなる懸念があり、あってはなりません。連合長として、その防波堤になることを期待しますが、県医療費適正化計画について、県後期高齢者医療を運営する立場から、どう対応するのか、伺います。

今回、診療報酬は、本体部分で若干増額されますが、関係者からは抜本的改善には程遠いと声が上がっています。国の診療報酬改定の基本方針では、医療機能の分化・強化、連携が重点課題とされ、急性期病床については、患者7人に看護職員1人というのが、最も高い報酬ですが、その要件を引き上げ、報酬が段階的に低くなるようにしています。病院の経営難に拍車がかかり、急性期病床からの患者追い出しにつながりかねません。また、在宅医療は報酬の抜本的な底上げに背を向けています。介護報酬でも、わずかな引き上げです。

診療報酬・介護報酬の改定によって、医療的ケアが必要な要介護者を医療から介護に押し流す仕組みが盛り込まれていると専門家が指摘していますが、病床整備や地域包括ケアが不十分なまま、医療から介護への誘導が強められれば、医療難民・介護難民となる危険性があります。診療報酬・介護報酬改定の県後期高齢者医療への影響をどう見ているのか、伺います。

次に、システムの誤りによる保険料の過大・過少徴収があったと聞いており、極めて重大です。

当初からの経過、影響人数と金額、対応が遅れた理由を伺います。また、システム改修が2019年度と遅れる理由、併せて、人件費を含む改修費用は国が全額措置すべきですが、どうか伺います。

また、新規に保健師を2名配置すると聞いております。市町村が行う健康診査や広域連合独自に行う歯科健診を推進するなど、被保険者の健康維持や重症化予防に、国の財源で保健師など専門職の配置を主張してきたところです。専門職を配置すれば、国が保険者インセンティブで特別調整交付金として財政支援する仕組みがあると聞いていますが、医療費の伸びを抑えるとした、重複・頻回受診の無理な抑制などがあっては問題です。保健師配置で被保険者の健康づくりをどう推進するのか、伺います。

次に、被保険者112名から高い保険料を不服として県の審査会に審査請求が出ていると聞いており、どのような対応をしているのか、伺います。併せて、連合長として誠実な対応を求めるものですが、お考えはどうか、伺います。

最後に、保険料の軽減特例廃止・縮小により、新たな負担増となっています。影響を受ける被保険者数は、内容別、全国と県内別、2017・18年度別にどうなるのか伺います。今からでも国に中止を求めることが必要です。

また、10年間の運営を通じて、運営継続のためには、負担増か、あるいは給付減かを迫る制度であることが明らかですから、後期高齢者医療保険制度は一旦中止し、老人保険制度に戻すことを求めるべきです。併せて、見解を伺って終わります。

○議長（黒川 勝君）

ただ今の質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

福田紀彦広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

それでは白井議員の質問にお答えします。

まず、医療、介護の提供体制の再編に対する課題についての御質問でございますが、神奈川県では、全国平均を上回るスピードで高齢化が進展することが予測される中、平成28年10月に地域医療構想を策定し、地域の限られた資源を有効に活用し、誰もが元気でいきいきと暮らしながら、必要なときに身近な地域で質の高い医療、介護を安心して受けられる神奈川を目指しております。

この構想では、将来において不足する病床機能の確保及び連携体制の構築、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実、医療提供体制を支える医療従事者の確保、養成が課題とされております。

後期高齢者医療においても、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組みへの協力など、県、市町村との情報共有と連携を図ってまいります。

次に、在宅誘導への影響についての御質問でございますが、平成30年度は、6年に一度の診療報酬と介護報酬の同時改定の年であり、国では、改定の基本的視点として、地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化及び強化・連携の推進、また、新しいニーズにも対応でき、安心・安全で納得できる質の高い医療の実現及び充実等を掲げております。

在宅医療については、多くの国民が自宅等の住み慣れた環境での療養を望んでおり、患者や家族のQOLの維持向上を図りつつ、療養生活を送ることが重要となります。

自分らしい生活を支える地域包括ケアシステムの推進は、国民の生活の質の向上に資することから、在宅医療の充実、推進の取組みについて、支援と協力を図ってまいります。

次に、医療費適正化計画における目標値及び社会保障費の圧縮についての御質問でございますが、はじめに、医療費適正化計画における後期高齢者医療の抑制目標についてでございますが、県に確認したところ、保険者ごとの目標は定めていないとのことでございます。

次に、社会保障費の自然増分の圧縮に関する見解についてでございますが、国の経済・財政再生計画に掲げられた社会保障分野の改革項目を実行することは、経済再生と財政の健全化及び制度の持続性を確保する上で必要な施策と理解しており、後期高齢者医療広域連合として、引き続き適正な療養費の給付と医療費の適正化に努めてまいります。

次に、システム誤りによる保険料の徴収についての御質問でございますが、はじめに、当初からの経過についてでございますが、平成28年12月、厚生労働省は、後期高齢者医療電算処理システムに誤りがあり、20年の制度発足以来、世帯主又は本人が青色申告を行っている被保険者の一部に、保険料均等割額の軽減判定が誤って行われ、本来の金額と異なる保険料が賦課されていると発表しました。29年1月、賦課誤りの可能性がある被保険者を抽出、市町村が所得調査を行い、4月より順次賦課処理を始めて、追加徴収又は還付を行っています。

県内の影響人数についてでございますが、1,700人で、影響額は、増が551万円で、減が3,043万円となります。なお、全国の影響については、今後厚生労働省で集計されることとなっております。

次に、厚生労働省の対応が遅れた理由ですが、23年に広域連合からの問い合わせでシステム誤りを把握しましたが、個別のケースごとに対応を繰り返し行ってきました。しかしながら、システムの改修による対応をしない限り、正しい保険料賦課を行うことは実務的に困難と判断し、抽出ツールを開発し、システム改修を行うことで対応するとしたことが、対応の遅れに繋がったものと考えております。

なお、システム改修についてでございますが、現在、法改正も検討されているところであり、その動向によっては改修内容に変更が生じる恐れがあることから、関連する法令等の改正を待って改修を行うものと聞き及んでおります。なお、システム改修は厚生労働省において行うものであり、広域連合においての費用負担はございません。

保健師が行う保健事業の推進についての御質問でございますが、当広域連合といたしましては、以前から専門職である保健師の配置を検討しておりましたが、本年4月から非常勤職員として2名雇用することとしています。

保健師の業務といたしましては、高齢者の特性を踏まえた保健事業推進のため、専門的知識を活かし、健康診査項目の検証や糖尿病性腎症をはじめとする重症化予防事業対象者のフォローアップ、市町村の保健師との連携・調整等を図り、事業の推進を支援してまいります。

審査請求への対応についての御質問でございますが、神奈川県後期高齢者医療審査会に対し、112名の被保険者の方から平成29年9月、広域連合が行った29年度保険料賦課決定処分の取り消しを求める審査請求がありました。当広域連合は、審査請求人ごとに具体的な保険料額算出根拠を示す弁明書を作成し、29年10月、審査会に提出をいたしました。当該保険料賦課決定は、高齢者の医療の確保に関する法律、及び後期高齢者医療に関する条例等の規定に基づき、適正に行われたものでございます。

軽減特例廃止及び縮小の影響と、老人保健制度に戻すことについての御質問でございますが、はじめに、所得割の軽減特例の廃止による県内の影響についてでございますが、基準となる所得額以下の被保険者については、5割軽減とされておりましたが、平成29年度は、2割軽減となり8万人が影響を受け、その額は6億円となります。30年度には軽減の対象となくなるため、廃止による影響額は4億5,000万円となる見込みです。軽減が縮小される元被扶養者の均等割額は、9割軽減となっておりますが、県内においては、29年度に、8.5割軽減となる被保険者が8,100人で、保険料は4,342円から6,514円に、また、7割軽減となる被保険者が2万7,900人で、保険料は1万3,028円となり、影響額は、合わせて2億6,000万円となります。30年度は、7割軽減が5割軽減になるため、1万3,028円から2万800円となり、影響額は2億2,000万円となる見込みです。なお、全国の影響人数と影響額については把握しておりません。

次に、老人保健制度に戻すことについてでございますが、後期高齢者医療制度は、若者と高齢者の皆様の費用の分担ルールを明確化するなど、老人保健制度の問題点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って設けられた制度でございます。発足後10年を経過し、定着もしておりますことから、今後も維持すべきであると考えております。以上でございます。

○議長（黒川 勝君）

よろしいでしょうか。

以上で、一般質問は終了いたします。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第7、議案第1号神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

それでは議案第1号について御説明いたします。

議案説明資料の1ページ、資料1を御覧ください。

こちらには、この度、後期高齢者医療に関する条例を改正する項目についてまとめております。

1の平成30・31年度の保険料率についてですが、高齢者の医療の確保に関する法律、高確法の規定に基づき、平成30年度・31年度、2年間の財政運営期間の費用と収入を見込み、保険料の算定を行いました。

保険料率ですが、表にございますように、均等割額は41,600円で、現在の43,429円から1,829円の減、所得割率は8.25%で、現在の8.66%から0.41ポイントの減として、それぞれ算定いたしました。算定に係る数値についてですが、①被保険者数は約4.2%の増加、②保険料率算定に大きなウェイトを占める1人当たり医療費についてですが、平成22年度以降の平均の伸び率0.7%を基に、30年度の診療報酬改定マイナス1.1%を加味して、30年度は0.4%減、31年度は0.7%増と見込みました。

1人当たり医療費を見込むには、診療報酬改定がある偶数年度は伸び幅が小さい傾向にあるほか、28年度1人当たり医療費実績、対前年度比マイナス1.8%の影響をどう見るかなど様々な検討を行いました。基本的に2年間の財政運営期間の中で均衡を保つことができる保険料率を算定するという考え方に立っています。③1人当たりの所得は、公的年金支給額の引き下げと、給与所得、不動産所得の平成22年度以降の平均伸び率から、1.2%の減と見込みました。④保険料の賦課限度額は57万円から62万円に引き上げます。これに、平成29年度末に見込まれる剰余金140億円を活用し、保険料の軽減を図っております。

下の参考の部分では、剰余金の活用により、均等割額で2,525円、所得割率で0.61ポイントの軽減が図られたことをお示ししております。保険料率についての説明は以上です。

裏面、2ページを御覧ください。2の保険料賦課限度額の引き上げについてですが、賦課限度額は保険料算定に影響することは、ただ今御説明しました。こちらは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令、政令の改正に伴うもので、医療給付費の増加が見込まれる中、受益と負担の関係、中間所得層とのバランス等を考慮し、賦課限度額を現行の57万円から62万円に引き上げるものです。

3の保険料軽減対象所得額の拡大についてですが、こちらも政令の改正に伴うもので、平成29年度に引き続き、平成30年度においても、経済動向等を踏まえ、低所得者の均等割2割軽減、5割軽減の軽減判定所得を見直すものです。①2割軽減については、所得基準額を33万円+50万円×被保険者数に、②5割軽減については、33万円+27万5,000円×被保険者数に、それぞれ引き上げ、対象を拡大します。

4の住所地特例の見直しについてですが、高齢者の医療の確保に関する法律に關係の条文第55条の2が新設されたことに伴うものです。住所地特例の適用を受けていた国民保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合、住所地特例を引き継ぎ、従前の住所地の広域連合の被保険者となることにより、改めて後期高齢者医療の住所地特例の適用を受ける被保険者に対して保険料を徴収するというものです。以上が条例を改正いたします項目の説明となります。

なお、今回の条例改正では、附則の部分において、軽減特例の段階的な見直し等について、

所要の修正・整理を行っております。別冊の定例会資料においては、1 ページから 15 ページに、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の議案書、16 ページから 23 ページには、条例の新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

これより質疑に入ります。

議案第 1 号について、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。

白井正子議員。

○7 番議員（白井 正子君）

議案第 1 号は、現行の保険料率を改定し、2018・19 年度の保険料率を定める等の条例改定です。所得割率を 8.66%から 8.25%に引き下げ、均等割り額を 4 万 3,429 円から 4 万 1,600 円に引き下げ、保険料賦課限度額を 57 万円から 62 万円にするなどです。これにより、2018・19 年度の 1 人当たり平均保険料額は、2.8%の 2,590 円下がり、8 万 8,995 円としています。この 1 人当たり平均保険料額は、共同通信の集計では、全国 36 道府県で上がり、11 都府県で下がると報道されています。上がる理由として多いのは、特例軽減の縮小による、また、下がる理由として、10 府県が剰余金や基金を活用するためとしています。

まず、神奈川では剰余金を充てての抑制ですが、ただ、これまでの保険料が高すぎたということです。保険料算定にあたって、被保険者数や 1 人当たり医療費などの伸びを、必要以上に過大に見込んでいたことになり、昨年の第 2 回定例会での 2016 年度決算の審査でも指摘してきたところです。そこで、2016・2017 年度の被保険者数と 1 人当たり医療費見込みと、実績、2017 年度末の剰余金見込みは、どうか伺います。また、前定例会において、被保険者数と医療費の伸びを精査すると答弁をいただきました。2018・19 年度の被保険者数と 1 人当たり医療費見込みと、見込むにあたってどのように精査したのか伺います。

また、保険料の抑制に充てる金額と、その効果はどうか、改めて伺います。

頑張っても保険料を払っても、その分、窓口負担を気にして、受診を控える例を聞いています。保険料設定においては、払える保険料に、受診控えが起きない保険料にすることが、大前提です。これまで東京に次ぎ神奈川の保険料水準が高いのは、所得水準が高いからだと言明を受けてきましたが、全国比較で高くても、高齢者の収入格差拡大により、無年金者、年金のみの低所得者や中間層の一人ひとりの生活実態は厳しさを増しています。どう認識しているのかを伺います。

次に、一人当たり平均保険料額は、国からの調整交付金減額の影響で、1 万 8,000 円ほど高いのですから、あらゆる手立てでの引き下げが必要です。保険料抑制財源として、県にある財政安定化基金の活用も考えられます。基金は 5 年間、入りも出もなく 77 億円規模であり、基準額相当と聞いています。今回借り入れれば次期保険料増加要因となることは承知していますが、基準額を下回ってはいけないという決まりはなく、20 億円取り崩し、引き下げた年もあるわけですから、財政安定化基金を一部取り崩し、さらなる保険料引き下げに充てるべきです。どうでしょうか。

最後に、東京都広域連合では、保険料の増加抑制対策として、東京都から、健康診査費補助

金として2018年度は18億円余が計上され、また、区市町村から、葬祭事業分・審査支払手数料分・保険料未収金補填分が支出され、所得割額独自軽減措置も継続実施されています。神奈川県でも、被保険者の負担軽減につながるよう、区市町村から一定の負担を求めた保険料軽減措置を取ることも検討してはどうか、伺って終わります。

○議長（黒川 勝君）

ただ今の質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

福田紀彦広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

白井議員の御質問にお答えします

まず、保険料率算定における見込みとその実績についての御質問でございますが、はじめに、平成28年度及び29年度の被保険者数、医療費の見込みと実績でございますが、平成28年度の算定見込みは、被保険者数100万8,636人、1人当たり医療費88万5,206円、これに対し実績でございますが、被保険者数99万7,848人、1人当たり医療費86万2,141円、29年度の算定見込みは、被保険者数105万6,452人、1人当たり医療費90万4,605円、29年度の実績見込みは被保険者数104万7,667人、1人当たり医療費86万9,038円でございます。29年度末の剰余金は、おおむね140億円強を見込んでおります。

次に、30年度及び31年度の見込みについてでございますが、30年度は、被保険者数109万5,264人、1人当たり医療費86万5,562円、31年度は、被保険者数113万6,909人、1人当たり医療費87万1,621円と見込んでおります。保険料率の算定根拠でございますが、被保険者数については、住民基本台帳による今後年齢到達する73歳、74歳の人口実績から社会増減率、死亡率等を勘案し、見込みました。1人当たり医療費は、22年度以降の実績から平均の伸び率に30年度の診療報酬改定を加味し、見込んだものでございます。

保険料の上昇抑制に充てる金額、その効果についての御質問でございますが、剰余金については、原則として保険料の上昇抑制に充てることとされていることから、平成29年度末に見込まれる剰余金140億円を活用することとしております。これにより、均等割額で2,525円の減、所得割率で0.61ポイントの減につながるものでございます。

次に高齢者の生活実態に対する認識についての御質問でございますが、平成28年度の厚生労働省の統計によりますと、収入から、公的年金等控除などの必要経費を除いた、本県の1人当たりの所得額は、119万4,000円で、全国で高いほうから数えて2番目となっております。また、所得に対しての保険料の負担割合は、7.7パーセントで、全国で低い方から数えて4番目という状況でございます。

財政安定化基金の活用についての御質問ですが、財政安定化基金の本来の設置目的は、保険料が予定した収納率を下回ったときや、予想以上に給付費が膨らんだことなどで生じる財政リスクに備えるものですが、保険料の上昇抑制にも活用できるとされております。今回御提案させていただいている保険料率案について、当基金を所管する県と協議した結果、活用しないこととしたものでございます。

次に保険料軽減措置を求めることについての御質問でございますが、本広域連合において、独自の負担軽減措置を実施するには、新たな財源を確保する必要があり、それは県や市町村に

求めざるを得ず、県民の皆様の新たな負担につながることから、困難であると考えております。

○議長（黒川 勝君）

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

3番目で、高齢者の生活実態厳しい認識どうかと伺って、厚労省の統計の数字を伺ったのですが、連合長として、この保険料を設定するにあたって、高齢者の生活実態の厳しさをしっかり見ていただく必要があると思いますが、その点を改めて伺いたいと思います。

○議長（黒川 勝君）

ただ今の質問に対しては、事務局より答弁を願います。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

ただ今の御質問に対して私の方からお答えしたいと思います。

生活実態について、年金しかない方や低所得者の方については後期高齢者の方でも、引き続き経済動向を踏まえた軽減特例の範囲の拡大が法的にも行われているところでございます。

全国の広域連合で決められた保険料は、ほとんど同じような体系の算定方法となっており、やはり後期高齢者医療の中では今の制度の設計がそのまま維持されるのが望ましいと考えているため、これ以上の軽減特例の拡充等は考えておりません。御理解いただければと思います。

○議長（黒川 勝君）

よろしいでしょうか。

それではこれより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第1号について、賛成の皆様のご起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第8、議案第2号神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第2号について、御説明申し上げます。

議案説明資料の3ページ資料2を御覧ください。

本件は、本広域連合における非常勤職員の任用に関し必要な事項を定めるものです。条例の主な内容を御説明いたします。

まず、（1）の任用についてですが、業務上必要があるときは競争試験又は選考により非常

勤職員を任用することができるものとしております。

(2) の勤務日及び勤務時間については、業務内容を考慮して定めますが、特に勤務時間については、1週間当たり29時間以内かつ1日当たり7時間45分以内といたします。

次に、(3) の報酬についてですが、勤務形態により、月額、日額又は時間額により支給いたします。

(4) の通勤に係る経費及び公務のための旅行に係る費用については、弁償いたします。

また、(5) の公務上の災害補償については、法の定めるところにより補償することといたします。

なお、条例の施行日は、平成30年4月1日としております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

議案第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第2号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第9、議案第3号神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第3号について、御説明申し上げます。

議案説明資料の5ページの資料3を御覧ください。

本件は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業に関する規定の改正を行うものです。

内容としては、非常勤職員の育児休業期間について、特に必要と認められる場合、これまで1歳6か月までとしていたものを、2歳に達する日までに拡大するものです。

特に必要と認められる場合の具体例といたしましては、保育所を探しているものが見つかることができない場合などがございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

議案第3号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入り

ます。

お諮りいたします。

議案第3号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第10、議案第4号平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第4号について、御説明申し上げます。

議案説明資料の7ページ、資料4をご覧ください。

1の補正予算額ですが、4億2,329万円を増額し、予算総額を33億4,564万円とするものでございます。

2の補正の内容でございますが、歳入につきましては、28年度からの繰越金の確定により、4億2,329万円の増額、歳出につきましては、28年度分の国庫補助金を精算するため、一般管理費を1,270万円増額、また、国庫補助金の精算後の残額を基金に積み立てるため、財政調整基金費を4億1,058万円増額するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

議案第4号について質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第4号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第11、議案第5号平成29年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第5号について、御説明申し上げます。

議案説明資料の9ページ、資料5をご覧ください。

1の補正予算額ですが、229億7,694万円を増額し、予算総額を8,996億4,224万円とするものでございます。

2の補正の内容でございますが、歳入は、市町村負担金につきまして、療養給付費負担金の平成28年度の精算分として26億9,736万円の減額、繰越金は、28年度からの繰越額の確定に伴い、256億7,430万円を増額するものでございます。

歳出は、基金積立金につきまして、国庫負担金等の精算後の残を療養給付費等支払準備基金に積み立てるため、119億9,227万円の増額、償還金については、28年度の国庫負担金等を返還するため、109億8,467万円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

議案第5号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第5号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第12、議案第6号平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第6号について、御説明申し上げます。

議案説明資料の11ページ、資料6をご覧ください。

1の平成30年度予算案の全体概要でございますが、30年度の予算総額は、被保険者証一斉更新に係る経費や、標準システムサーバー機器類の更改による経費の増額により、29年度当初予算に比べ、5億9,301万円増の35億1,536万円となっております。

2の歳入についてでございますが、歳入全体の内訳につきましては（1）の総括表に記載のとおりでございます。

（2）の歳入の主な内容と増減でございますが、分担金及び負担金につきましては、被保険者の増加による事業費の増額があるものの、療養費等の審査支払経費を特別会計で計上したこ

となどにより、1,679万円の減、国庫支出金につきましては、高齢者の低栄養、重症化予防事業の拡充等により2,864万円の増、繰入金は、被保険者証一斉更新のための経費や、標準システムの構築等の経費に充てるため、5億8,093万円の増となっております。

裏面を御覧ください。3の歳出についてでございますが、歳出全体の内訳につきましては、(1)の総括表に記載のとおりでございます。(2)の主な内容と増減でございますが、広域連合事業費負担金につきましては、職員の増員により3,317万円の増、高齢者医療管理費につきましては、高齢者の低栄養、重症化予防等の事業の拡充等により、6,547万円の増、資格管理事業費につきましては、2年ごとに実施している被保険者証の一斉更新にかかる経費により、4億1,944万円の増、電算システム関係費につきましては、標準システムサーバーの機器類更改等により、4億775万円の増となっております。

4の基金の状況につきましては、資料記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

これより、討論に入ります。

議案第6号について、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

議長、その前に議事進行です。

○議長（黒川 勝君）

はい。

○7番議員（白井 正子君）

持ち時間の残りを確認させていただきたいと思います。

○議長（黒川 勝君）

少々お待ちください。確認いたします。

2分13秒です。

それでは白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

議案第6号についてですが、議会の開催は、市町村議会での保険料改定を含む予算が確定した後の開催は問題です。前倒しして開催するべきです。

そして全ての市町村議会から議員が選出されるよう、引き続き定数改善を求めるものです。

以上で一般会計予算に反対し、討論といたします。

○議長（黒川 勝君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第6号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第13、議案第7号平成30年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

議案第7号について、御説明申し上げます。

議案説明資料の13ページ、資料7を御覧ください。

1の予算案の全体概要でございますが、平成30年度は2年間の新たな財政運営期間の1年目となりますが、予算総額は、被保険者数の増加等により、29年度当初予算に比べて104億7,749万円増の、8,871億4,280万円となっております。

2の歳入についてでございますが、歳入全体の内訳につきましては、（1）の総括表に記載のとおりでございます。

（2）の歳入の主な内容と増減でございますが、保険料納付金は、被保険者数の増加等に伴い12億8,630万円の増ですが、このうち6億4,259万円が、保険料軽減特例の見直しによるものでございます。国庫支出金につきましては、医療給付費の増加に伴い15億2,054万円の増、県支出金につきましては、医療給付費の増加に伴い23億2,439万円の増、現役世代からの支援金である支払基金交付金につきましては、過年度分の交付見込み額の減少等に伴い20億7,032万円の減となっております。

裏面を御覧ください。

3の歳出についてでございますが、歳出全体の内訳につきましては、（1）の総括表に記載のとおりでございます。

（2）の主な内容と増減でございますが、療養給付費等につきましては、被保険者数の増加等により28億91万円の増でございます。審査支払手数料は、一般会計のところでも申し上げましたが、療養費等の審査支払事務費を計上したことにより、1億2,816万円の増、健康診査事業や歯科健康診査事業に係る経費である保健事業費は、受診見込者の増加や補助対象の拡大等により、2億8,418万円の増となっております。参考として、平均被保険者数の推移と一人あたり医療費の推移について記載しておりますので、後ほどご確認ください。

4の基金の状況につきましては、資料記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

これより討論に入ります。

議案第7号について、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

保険料軽減特例を国に迎合して廃止・縮小し、負担増を求めることは許されません。財政安定化基金の活用や、県や市町村からの財政支援の検討の余地がありながら、良しとする特別会計予算については、反対です。

○議長（黒川 勝君）

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第7号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第14、同意第1号神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、「自己の一身上に関する事件については、その議事に参与することができない。」とありますので、9番、かわの忠正議員の退席を求めます。

（かわの議員 退席）

事務局に提案理由の説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

同意第1号について、提案理由を御説明申し上げます。

議場配付資料①の17ページを御覧ください。

広域連合議員のうちから選任している監査委員の辞職に伴い、新たにかわの忠正議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。

かわの氏の略歴は、19ページの履歴書のとおりでございます。監査委員の適任者と存じます。選任について、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

同意第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。同意第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって本件は同意することに決定しました。

退席中のかわの忠正議員の入場を許可します。

(かわの議員 入場)

ただ今選任同意をしました監査委員のかわの忠正議員から、御挨拶をお願いします。

かわの忠正議員。

○9番議員(かわの 忠正君)

ただ今、議員の皆様方から御賛同をいただき監査委員に就任しましたかわの忠正でございます。

8,000億円を超える広域連合の財政運営についての監査の必要性和重要性を深く認識し、誠実かつ公正な立場から、監査委員の職務を全うしてまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(黒川 勝君)

ありがとうございました。

【後期高齢者医療保険料の引き下げ、軽減措置を講じる等を求める陳情】

○議長(黒川 勝君)

次に、日程第15、陳情第1号から第3号について「後期高齢者医療保険料の引き下げ、軽減措置を講じる等を求める陳情」について議題といたします。

議場配付資料①の21ページを御覧ください。本件につきましては、慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時43分 休憩

午後3時57分 再開

【委員会報告(陳情第1～3号)】

○議長(黒川 勝君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14、陳情第1号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、副委員長より報告を求めます。

難波議会運営委員会副委員長。

○議会運営委員会副委員長(難波 達哉君)

ただ今議題となりました陳情第1号から第3号について、議会運営委員会における審査の結果を、御報告申し上げます。

お手元に配付いたしました、議場配付資料②の3ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（黒川 勝君）

ありがとうございました。

ただ今、議会運営委員会副委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありました。本件については、白井正子議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

3件の陳情は、保険料の引き下げ等を求めるものです。神奈川県社会保障推進協議会、神奈川県高齢期運動連絡会、全日本年金者組合神奈川県本部から提出されています。112名の方が、審査会に不服審査請求の行動を起こすほど、高い保険料を承服しておられません。今回の程度の引き下げでは、高額な保険料の解消には至らないとして、保険料のさらなる引き下げ、低所得高齢者への独自軽減措置、保険料特例軽減廃止をストップするよう国へ求めてほしいとしていますから、趣旨に沿って採択をすべきです。以上です。

○議長（黒川 勝君）

以上ですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

陳情第1号から第3号については、議会運営委員会副委員長の報告では、不採択でした。

議会運営委員会副委員長の報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（黒川 勝君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の5ページを御覧ください。

ただ今、議会運営委員会難波副委員長から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会の副委員長申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会の副委員長申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（黒川 勝君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（黒川 勝君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

福田広域連合長。

○広域連合長（福田 紀彦君）

本日、多数の議案を審議いただきまして、誠にありがとうございました。

議員の皆様は、本日が、広域連合議員としての最後の定例会となると聞いております。この間の皆さんの熱心な御審議に対しまして心から感謝申し上げたいと存じます。引き続き、後期高齢者医療制度に対する御理解、御協力をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（黒川 勝君）

これをもちまして、平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時3分 閉会

○議決結果

議案	件名	結果
議案第 1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 2号	神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について	可決
議案第 3号	神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 4号	平成 29 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について	可決
議案第 5号	平成 29 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	可決
議案第 6号	平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	可決
議案第 7号	平成 30 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	可決
同意第 1号	神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
陳情第 1～3号	後期高齢者医療保険料の引き下げ、軽減措置を講じる等を求める陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 黒 川 勝

議 員 有 村 俊 彦

同 白 井 正 子